

千葉市内でオフィス等を賃借したい!

2 賃借型の場合

新たに工場・事務所等を『賃借』される企業の方

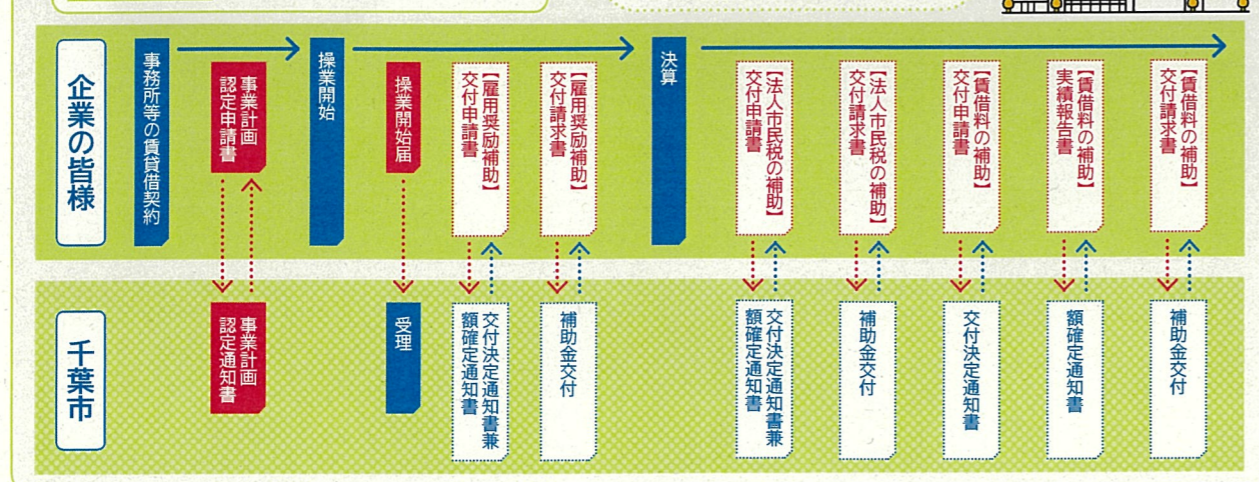
千葉市での事業所開設をサポート。拡充補助金も利用できます。

補助メニュー	対象地区	対象施設 ※店舗は除く	雇用要件	事業所 規模要件	補助率等	補助限度額	期間
I ちば共創企業 賃借立地事業 (「国家戦略特区 関連産業」または 「コア業種」に 限る)	●千葉都心地区 ●幕張新都心地区 ●蘇我特定地区	●工場 ●研究開発施設 ●事務所 ●流通加工施設 ●環境関連施設 ^{※3}	120㎡以上かつ 常時雇用者数が 5人以上 [大型特例] ^{※1} 事業従事者数 ^{※2} が 50人以上	●千葉都心地区 ●幕張新都心地区 ●蘇我特定地区	賃借料の1/2	1,000万円/年 [本社] 2,000万円/年	1年
					法人市民税額の2/3	-	4年
					[本社] [大型特例] 1/1	-	[本社] [大型特例] 5年
II 市外企業 賃借立地事業	●工専・工業・準工業地域 ●商業地域・近隣商業地域 (事務所のみ) ●千葉都心地区 ●幕張新都心地区 ●蘇我特定地区	●工場 ●研究開発施設 ●事務所 ●流通加工施設 ●環境関連施設 ^{※3}	80㎡以上かつ 常時雇用者数が 3人以上	●千葉都心地区 ●幕張新都心地区 ●蘇我特定地区	賃借料の1/2	300万円/年 [大型特例] 600万円/年	1年
					法人市民税額の1/2	-	2年 [大型特例] 4年
III 本社賃借 立地事業	●千葉都心地区 ●幕張新都心地区 ●蘇我特定地区	●工場 ●研究開発施設 ●事務所 ●流通加工施設 ●環境関連施設 ^{※3}	80㎡以上かつ 常時雇用者数が 3人以上	●千葉都心地区 ●幕張新都心地区 ●蘇我特定地区	賃借料の1/2	500万円/年 [大型特例] 1,000万円/年	1年
					法人市民税相当額	-	2年 [大型特例] 4年
IV スタートアップ 企業賃借立地事業 (「IT・クリエイティ ブ産業」に限る) ^{※4}	●千葉土気緑の森 工業団地 ●ちばリサーチパーク ●ネクストコア千葉菅田 ●ネクストコア千葉生実 ●み春野流通パーク ●IC周辺地域	●工場 ●研究開発施設 ●事務所 ●流通加工施設 ●環境関連施設 ^{※3}	事業従事者数が 3人以上 (ただし、役員ま たは常時雇用者 のいずれか1人 を含むこと)	●千葉土気緑の森 工業団地 ●ちばリサーチパーク ●ネクストコア千葉菅田 ●ネクストコア千葉生実 ●み春野流通パーク ●IC周辺地域	賃借料の1/2	200万円/年	1年
					法人市民税額の1/2	-	3年
V 外資系企業 賃借立地事業	●千葉都心地区 ●幕張新都心地区 ●蘇我特定地区	●工場 ●研究開発施設 ●事務所 ●流通加工施設 ●環境関連施設 ^{※3}	事業従事者数が 3人以上 (ただし、役員ま たは常時雇用者 のいずれか1人 を含むこと)	●千葉都心地区 ●幕張新都心地区 ●蘇我特定地区	賃借料の1/2	年100万円 ^{※5}	1年
					法人市民税額の1/2	-	2年
VI 特定創業支援 施設卒業企業 賃借立地事業 ^{※6}	●市内全域	●特定流通業務施設 ^{※7}	事業従事者数が 3人以上 (ただし、役員ま たは常時雇用者 のいずれか1人 を含むこと)	●千葉都心地区 ●幕張新都心地区 ●蘇我特定地区	賃借料の1/3	100万円/年	1年
					賃借料の1/2	500万円/年	1年
VII 特定流通業務施設 賃借立地事業	●市内全域	●特定流通業務施設 ^{※7}	事業従事者数が 3人以上 (ただし、役員ま たは常時雇用者 のいずれか1人 を含むこと)	●千葉都心地区 ●幕張新都心地区 ●蘇我特定地区	賃借料の1/2	500万円/年	1年
					法人市民税額の1/2	-	2年

※II、III、V、VI、VIIはコア業種特例に該当する場合、税に係る補助期間を1年延長
 ※1 [大型特例] は千葉都心地区、幕張新都心地区、蘇我特定地区のみ ※2 事業従事者…企業の役員、または新設事業所等で直接雇用されている雇用保険一般被保険者等
 ※3 蘇我特定地区におけるリサイクル機能ゾーンに限る ※4 創業開始から3年以上10年以内に限る
 ※5 姉妹友好都市の所在する国(パラグアイ、カナダ、米国、フィリピン、中国、スイス)からの進出企業についての補助限度額は、年200万円
 ※6 特定創業支援施設: CHIBA-LABO(チバラボ)、千葉大真イノベーションプラザ、千葉大学サイエンスパーク、千葉大学知識集約型共同研究拠点
 ※7 物流総合効率化法に規定する特定流通業務施設

2 賃借型 手続きの流れ(イメージ)

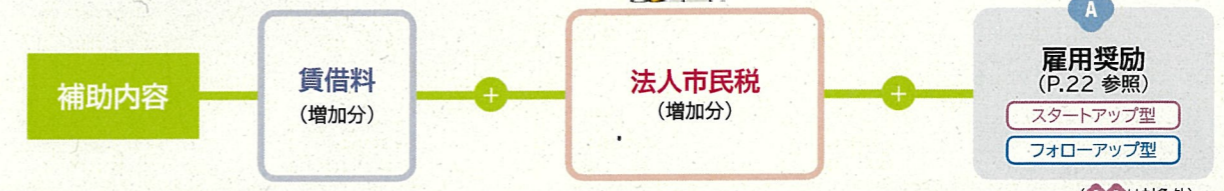
施設の操業を開始する前に
事業計画の認定が必要です



拠点拡充や増床をされる 市内企業の方



市内企業の既存施設における
拠点拡充や増床をサポート!



補助メニュー	対象地区	対象施設 ※店舗は除く	雇用要件・事務所規模要件	補助内容	補助限度額	期間
市内企業 賃借拠点 拡充事業	●工専・工業・準工業地域 ●商業地域・近隣商業地域 (事務所のみ) ●千葉都心地区 ●幕張新都心地区 ●蘇我特定地区 ●千葉土気緑の森工業団地 ●ちばリサーチパーク ●ネクストコア千葉菅田 ●ネクストコア千葉生実 ●み春野流通パーク ●IC周辺地域	●工場 ●研究開発施設 ●事務所 ●流通加工施設 ●環境関連施設 ^{※3} ●特定流通業務 施設 ^{※4}	120㎡以上かつ 常時雇用者数 10人以上増加 [大型特例] ^{※1} 事業従事者数 ^{※2} が 50人以上	賃借料 (増加分)の 1/2	300万円/年 [本社] [大型特例] 600万円/年	1年
				法人市民税額 (増加分)の 1/2	-	2年

※コア業種特例に該当する場合は、税に係る補助期間を1年延長
 ※1 [大型特例] は千葉都心地区、幕張新都心地区、蘇我特定地区のみ ※2 事業従事者…企業の役員、または新設事業所等で直接雇用されている雇用保険一般被保険者等
 ※3 蘇我特定地区におけるリサイクル機能ゾーンに限る ※4 市内全域を対象とする

県補助も併用可 補助対象事業の要件および補助額

企業がオフィスビルやレンタルラボを賃借して
本社や研究所等^{※1}を立地する場合 → **最大 1,000万円** [補助内容] 賃借料の1/2 1年間

外資系企業がオフィスビルやレンタルラボを
賃借して本社や研究所等^{※1}を立地する場合 →

事業従事者数	補助額
1~4人	60万円 ^{※2}
5~9人	180万円 ^{※2}
10~49人	500万円
50人~	1,000万円

※1 「その他事業所」は、幕張新都心エリアの場合は事業従事者数25人以上、その他エリアは50人以上が対象。
 ※2 県等が経済連携協定を締結した国・地域から進出する企業に対しては、限度額を「60万円→100万円」、「180万円→300万円」に、補助率を「1/2→2/3」に引き上げる。

2 賃借型 試算例

実際に算出してみましょう!

面積 990㎡ (約 300坪) の事務所を賃借し、東京から千葉市へ本社を移転。
 企業の総社員数 100人、千葉本社の従業員数 50人 (大型特例適用) で、
 常時雇用者のうち新規採用&転入千葉市民 10人の場合 → **本社賃借立地事業 (P.18 III 参照)**

- 【補助内容】
- 賃借料に対する補助 (家賃を1万円/坪と仮定)
 $1万円/坪 \times 300坪 \times 12か月 \times 1/2 = 18,000,000円$
 → **10,000,000円(上限)**
 - 法人市民税に対する補助
 (資本金などの額が1千万円を超え1億円以下と仮定)
 ●法人税割額 (法人税額を200,000,000円仮定)
 $200,000,000円 \times 6.0\% \div 100人 \times 50人 = 6,000,000円$
 (税率)
 (法人税割額6,000,000円+均等割額130,000円)
 $\times 1/1 \times 4年間$ → **24,520,000円**
 - 雇用奨励補助 **スタートアップ型**
 $300,000円 \times 10人$ → **3,000,000円**
 - 雇用奨励補助 **フォローアップ型**
 ※操業開始1年後から起算して3年後の市民雇用者(常時雇用者)が
 5人増加した場合
 $300,000円 \times 5人$ → **1,500,000円**
 - オフィス環境整備等補助
 ※引越しに500万円、内装に3,000万円、設備購入に150万円かかる場合
 引越 5,000,000円 $\times 1/2$ (補助率) = 2,500,000円
 内装 30,000,000円 $\times 1/2$ (補助率) = 15,000,000円
 設備購入 1,500,000円 $\times 1/2$ (補助率) = 750,000円
 小計 **10,000,000円(上限)**
 - 社員採用補助
 $7,000,000円 \times 1/2$ (補助率) → **3,500,000円**
- さらに! 県の補助金も併用可!
- | | | |
|------------------|------------|-------------|
| 賃借料の1/2 (1年分) | 上限 1,000万円 | 10,000,000円 |
| 福利厚生に係る経費 | | 500,000円 |
| 県内在住正規雇用者数に対する支援 | | 2,500,000円 |
| オフィス・ラボ環境整備支援 | 上限 1,000万円 | 10,000,000円 |

市補助 + 県補助 総額 75,520,000円

オフィスの移転を最大限バックアップ!!

C オフィス環境整備等補助

経費に係る発注、契約または支払いを行う前に、実施計画の認定が必要です。(2 貸借型 のみ対応)

補助対象経費 (実施計画認定日～操業開始日から3か月の期間内の経費)	補助率	補助限度額	補助回数
移転に係る費用(引越し代など)	1/2	最大1,000万円 ^{※1}	1回
移転先の内装費(改修経費など)			
移転先で使用する設備等の購入費(机・イスなど)			

※1 大型特例(事業従事者が50人以上の事業所)の企業が対象。その他の貸借型認定企業は100万円

千葉県の新制度も併用可

P.19 中段の県賃借料補助を受ける一定規模以上の本社^{※1}や研究所^{※2}

補助内容	補助率等	補助限度額	補助回数
内装工事及び設備導入に係る経費	(本社) 1/3	最大1,000万円	1回
	(研究所) 1/2		

※1 本社は次のいずれかを満たすもの(上場企業、上場企業の子会社、売上高が100億円以上かつ3期連続で経常利益が黒字、事業従事者が100人以上(直近期の売上高が300億円以上の企業は50人以上))

※2 事業従事者10人以上

新拠点での従業員採用をサポート!

D 社員採用補助 (2 貸借型 のみ対応)



補助対象経費 (実施計画認定日～ ^{※1} 操業開始日から12か月の期間内の経費)	補助率等	補助限度額	補助回数
対象施設における人材募集に係る経費 (例) 広告掲載費用、転職エージェントに対する費用、採用パンフレット等の制作・印刷費、会社説明会などの会場費、内定者への外部研修費用、面接応募者へ支払う交通費など	1/2	最大500万円 ^{※2}	1回

※1 実施計画認定日から操業開始日までの期間が6か月を超える場合は、操業開始日を含む6か月前から

※2 大型特例(事業従事者が50人以上の事業所)またはコア業種特例(P.14下段)の企業が対象。その他業種の貸借型認定企業は250万円

雇用をサポート!

A 雇用奨励補助

補助事業の適用を受けた企業の、
千葉市民の雇用、雇用者の千葉市への転入をサポート!

スタートアップ型

操業開始時の体制整備を支援

(3 累積投資型 は対象外)

適用される企業	補助対象者	内容	補助限度額	補助回数
1 所有型 企業立地補助金の対象企業	本市在住 新規常時雇用者 ^{※1} および 常時雇用者 ^{※1} で新規に転入した者	30万円/人	1億2,000万円 または直近の 法人市民税+ 事業所税の1/2まで	1回
2 賃借型 企業立地補助金の対象企業				
4 農業法人 立地促進事業の対象企業				

※1 常時雇用者…①直接雇用 ②社会保険被保険者 ③雇用保険一般被保険者等 のすべての要件を満たす者



フォローアップ型

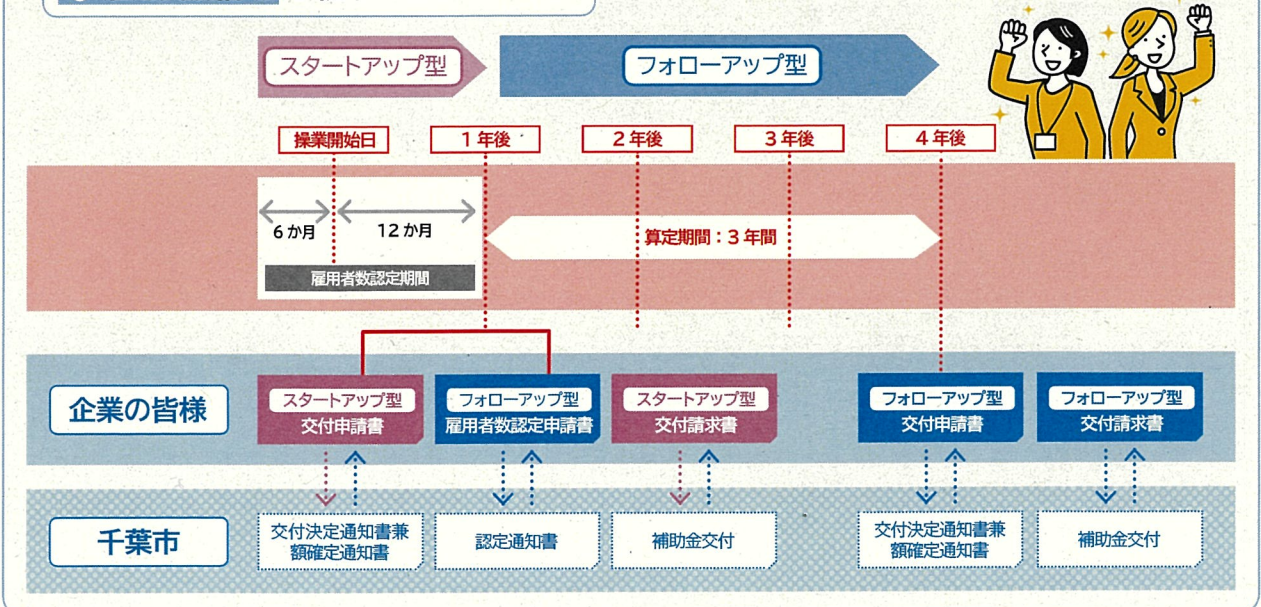
中・長期的な雇用拡充を支援

(3 累積投資型 は対象外)

適用される企業	補助対象者	内容	補助限度額	補助回数
1 所有型 企業立地補助金の対象企業	【対象者】 起算日(操業開始から1年後)から 3年経過した時点で 増加した市民雇用者(常時雇用者 ^{※1}) 【補助交付条件】 市民雇用者数(常時雇用者 ^{※1})が 起算日に比して増加していること	30万円/人	1億2,000万円 または直近の 法人市民税+ 事業所税の1/2まで	1回
2 賃借型 企業立地補助金の対象企業				
4 農業法人 立地促進事業の対象企業				

※1 常時雇用者…①直接雇用 ②社会保険被保険者 ③雇用保険一般被保険者等 のすべての要件を満たす者

A 雇用奨励補助 手続きの流れ (イメージ)



1 所有型

2 賃借型

3 累積投資型

4 農業法人

A 雇用奨励補助

B C D オフィス移転
カボネンメントル
社員採用

E 企業立地促進
融資制度

F 中小企業資金
融資制度

CHECK 人材育成補助